令和2年11月定例会

教育委員会定例会会議録

書 記 中村 顕介

書 記 蜂 谷 愛

# 塩竈市教育委員会定例会会議録

- ◆日 時 令和2年11月25日(水) 午後2時30分~午後3時30分
- ◆場 所 市民交流センター 第2・3会議室

#### ◆出席委員

 教育長職務代理者
 佐浦
 弘一

 委員
 松田
 攝子
 委員
 高橋
 輝兆

 委員
 佐藤
 香

### ◆事務局

教育部長 阿部 光浩 教育次長 本田 幹枝 教育総務課長 佐藤 聡志 学校教育課長 白鳥 武 生涯学習課長 布施 由貴子 教育総務課総務係長 中村 顕介 教育総務課主事 蜂谷 愛

## ◆定例会次第

- 1 開会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 教育長報告
  - ① 第5回管内教育委員会教育長会議について
  - ② 本市の教育活動の状況について
  - ③ その他
- 5 教育部長報告
  - ① 市議会定例会等について
- 6 専決処分報告
  - ① 塩釜蒲鉾連合商工業協同組合への感謝状の贈呈について
- 7 議案
  - ① 議案第10号 塩竈市教育委員会事務局職員の人事について
- 8 その他報告
  - ① 学校給食調理業務の一部委託の拡大について
  - ② 中学校防災機能強化等環境改善事業について
  - ③ 家庭におけるインターネット環境について
- 9 閉会

- 1 開会 午後2時30分
- 2 前回会議録の承認

佐浦委員から報告、承認

3 会議録署名委員の指名

松田委員と佐藤委員を指名

## 4 教育長報告

吉木教育長から、以下のことについて報告

- ① 第5回管内教育委員会教育長会議について
- ② 本市の教育活動の状況について
- ③ その他

### [主な質疑]

髙橋委員 新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる教職員の対応マニュアルについて、感染が疑われる場合として示しているAとCとDは同じことを言っているのではないか。現時点で検査の対象となるのは、本人が直接病院に行くか、濃厚接触者になるかの2つの場合しかない。AとCとDは保健所が濃厚接触者と判定している。ちなみに、Bはレアケースで保健所が判断するものではないためAとCとDとは異なっている。たくさんあっても難しくなるため、簡略化したほうが分かりやすいのではないか。

吉木教育長 このマニュアルは、6月に宮城県教育委員会から示された資料 を基に作成したものである。随時見直しはかけているが、変化 してきている。

高橋委員 濃厚接触となった場合は、必ず保健所に報告をして、保健所が 濃厚接触者かどうかの判断を行う。そのため、基本的に保健所 から検査をしなさいと言われた人はすべて濃厚接触者に該当する。よって、マニュアル記載のAとCとDのように、濃厚接触者であると決めるのは保健所なので、AとCとDは基本的に同じことを言っているのではないか。Bは他とは異なっており、 例えば、感染していた人が午前中にある施設におり、その感染者が帰宅し、午後に別の人がその施設を訪れた場合、この人は 濃厚接触者に該当しないので検査対象にならないが Bに該当す

る。もう少し簡便にまとめられたら先生方も分かりやすいと思い質問した。

教育総務課長 今回、マニュアルをABCDEという形で分けていたのは、先生向けに、例えば、職員本人または同居家族が検査の対象になった場合や、検査の対象となった教職員の近接場所で執務した場合に「感染が疑われる場合」として扱うという具体例を示している。逆に複雑になるというご意見もあると思うが、具体例を記載することで感染予防の啓発も図っており、これをベースにしながらご意見を参考に、今後運用していきたい。

松田委員 陽性だった人とどのような接触をしたか聞き取られて、濃厚接 触者かどうか決まるのか。

髙橋委員 その通りである。濃厚接触者は必ずPCR検査を受ける。問題はそこで、検査の結果が陰性だったら自宅待機、陽性だったら病院で入院になったり、ホテルで待機になったりする。現在は、そこで一定時間を過ぎれば、再度検査をせずに退院となる。基本的に、濃厚接触者というのは感染者と三密の状態にあった人等が該当するが、我々が決めるのではなく、現在は保健所が決めることになっている。

教育長 日々色々変わってきているが、現在第三波といわれる大変な状況である。アドバイスをいただきながら、対応していきたい。

#### 5 教育部長報告

阿部教育部長から、以下のことについて報告

① 市議会定例会等について

#### [主な質疑]

特になし。

# 6 専決処分報告

佐藤教育総務課長から、以下のことについて報告

① 塩釜蒲鉾連合商工業協同組合への感謝状の贈呈について

#### [主な質疑]

特になし。

#### 7 議案

議案第10号 塩竈市教育委員会事務局職員の人事については、人事案件のため、秘密会にて審議

(秘密会の会議録については、別途作成)

### 8 その他報告

佐藤教育総務課長より、以下のことについて報告

- ① 学校給食調理業務の一部委託の拡大について
- ② 中学校防災機能強化等環境改善事業について
- ③ 家庭におけるインターネット環境について

### [主な質疑]

佐浦委員 学校給食調理業務の一部委託の拡大について、施設は既存のものを使用し、調理にあたる人が外部からきて調理を行うということか。

教育総務課長 そのとおりである。設備はそのままで、そこで働く調理員の業 務を委託するという内容である。

佐浦委員 今度委託対象となる第二小学校の配置職員は正職員2名、会計年度任用職員8名、合計10名の職員が勤務しているということだが、その方たちは一度退職という扱いになるのか。それとも会計年度任用職員の方たちだけが退職となるのか。委託後の現職員の立場についてお伺いしたい。

教育総務課長 正職員については、他校に異動となる。会計年度任用職員については、今年度いっぱいで任期満了となるが、これまで委託を行ってきた際は、その会計年度任用職員が基本的にそのまま委託業者に採用されることでスムーズに委託に移行するという流れであった。

佐浦委員 もう一つ質問をさせていただく。栄養士、栄養教諭は各学校に 配置なのか、一括で配置なのか。

教育総務課長 各学校に配置している。

佐浦委員 今後も各学校に栄養士、栄養教諭が配置されるという形であれば、実際の調理作業は委託だが、引き続き学校としての特色を 出しながら給食の提供を行うという理解でよろしいか。

教育総務課長 そのとおりである。

松田委員 第二小学校に栄養士または栄養教諭は配置されると分かった。 現在、玉川小学校には栄養士が栄養指導に行っているのか。

教育総務課長 そのとおりである。教育総務課で会計年度任用職員の栄養士を 採用しており、その栄養士が毎週栄養指導に行っている。

松田委員 もう一つ、(3)家庭におけるインターネット環境についてお 伺いしたい。 $Wi-Fi\mu$ ーターの貸し出しがあるということ だが、通信料については各家庭の負担になるのか。

教育総務課長 国の制度では、保護世帯のみ通信料が補助される。それ以外の 方は自己負担になる。通信環境を整えるのに一番お金がかかる のはハード整備であるが、(貸出用)Wi-Fiルーターは準備 するので、子どもが使う通信料は基本的に各家庭で支払ってい ただくよう考えている。

9 閉会 午後3時30分

《会議録署名委員》 2番委員 (松田委員)

4番委員 (佐藤委員)